

令和2年度の給与所得控除変更に伴うシステム設定の変更手順

■令和2年度より、基礎控除が10万円増額（給与収入850万円以下）されることと、給与などの収入金額に対する所得控除額が10万円減額されることになりました。

[改定前]

平成29年分～令和元年分	
給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
1,800,000円以下	収入金額×40% 650,000円に満たない場合には650,000円
1,800,000円超 3,600,000円以下	収入金額×30%+180,000円
3,600,000円超 6,600,000円以下	収入金額×20%+540,000円
6,600,000円超 10,000,000円以下	収入金額×10%+1,200,000円
10,000,000円超	2,200,000円(上限)



[改定後]

令和2年分以降	
給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
1,800,000円以下	収入金額×40%-100,000円 550,000円に満たない場合には、550,000円
1,800,000円超 3,600,000円以下	収入金額×30%+80,000円
3,600,000円超 6,600,000円以下	収入金額×20%+440,000円
6,600,000円超 8,500,000円以下	収入金額×10%+1,100,000円
8,500,000円超※	1,950,000円(上限)

(国税庁 HP より抜粋)

< 重要 >

弊社のシステム『**ハイウェー for Windows**』または『**ささっとサラリー**』をご利用のお客様は、次ページの手順にてシステム設定の変更をお願いします。

- 1 「初期設定」の「給与計算設定」を開きます。
- 2 「給与所得税甲欄」タブをクリックします。
- 3 「表1」「表2」の数値を、以下の図の赤枠部を変更して、[登録]をクリックします。

全般 **給与所得税甲欄** 給与所得税乙欄 賞与所得税甲欄 賞与所得税乙欄 雇用保険料額表

表1

その月の社会保険控除後の給与等の金額(A)		給与所得控除の額			
以上	以下				
	135,416				45,833 円
135,417	149,999 (A) ×	40 % +			-8,333 円
150,000	299,999 (A) ×	30 % +			6,667 円
300,000	549,999 (A) ×	20 % +			36,667 円
550,000	708,333 (A) ×	10 % +			91,667 円
708,334	999,999 (A) ×	0 % +			162,500 円
1,000,000 円以上	(A) ×	0 % +			162,500 円

(注) 1 円はを所
き額を所
額を所

表2

配偶者控除の額	31,667 円	
扶養控除の額	31,667 円 × 扶養親族の数	復興特別所得税率 2.1 %
基礎控除の額	40,000 円	

表3

その月の課税給与所得金額(B)		税額の算式			
以上	以下				
	162,500 (B) ×	5 % -			0 円
162,501	275,000 (B) ×	10 % -			8,125 円
275,001	579,166 (B) ×	20 % -			35,625 円
579,167	750,000 (B) ×	23 % -			53,000 円
750,001	1,500,000 (B) ×	33 % -			128,000 円
1,500,001	3,333,333 (B) ×	40 % -			233,000 円
3,333,334 円以上	(B) ×	45 % -			399,668 円

(注) 端をれをもとし

(注) 甲欄では、上記表に復興特別所得税を加味して計算します。乙欄の場合は、上記表のまま使用し

登録(S)

設定は以上になります。